

令和元年度 第9回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和元年12月10日 午前9時00分
3. 場 所 ろくじ館会議室
4. 議 題 議案第27号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)
5. その他
6. 出席委員
農業委員
1 番 山内 亮一 2 番 長野 和代 3 番 中村 幸信
4 番 松本 茂 6 番 奥名 政成 7 番 清住 昇
8 番 佐藤 礼治 10 番 岡本 篤幸 12 番 中村 峯子
13 番 島津 和徳 14 番 本田 廣正
農地利用最適化推進委員
西村 孝生 田上 安幸 河嶋 隆雄 志垣 保博 伊佐 浩二
坂本 秀孝 坂本 導成 緒方 寛二 上村 敦之
7. 欠席委員
農業委員
5 番 平井 豪 9 番 福永 浩紀 11 番 五嶋 靖
農地利用最適化推進委員
井上 良治 本田 忠文
8. 議事録署名人
4 番 松本 茂
6 番 奥名 政成

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎

会 議

1. 開 会

事務局 定刻になりましたので、総会を始めます。

総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は11名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することをご報告いたします。

ただいまから令和元年度第9回定例農業委員会総会を始めます。

会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長あいさつ。

事務局 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は4番委員の松本委員と6番委員の奥名委員をお願いをいたします。

事務局 議事に入りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、岡本会長をお願いいたします。

会 長 それでは議案審議に入ります。

議案第27号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第27号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和元年12月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 番号1について審議したいと思います。

4番委員の松本茂委員から説明をお願いします。

○4番 それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置について、事務局から説明をお願いします。

事務局 位置の説明。

会 長 続きまして、4番委員の松本委員から、番号1の所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○4番 それでは、番号1番の所有権移転(有償)について、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、コンバイン、田植え機等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので問題がないと思われま

③については、該当しません。

④については、従事日数が300日程度であり、取得後の農地を適正に管理されることに何ら問題はないと思われま

⑤については、取得後の耕作面積が2万2,437.55平米で、下限面積をクリアしま

⑥については、該当しません。

⑦については、問題がないと思われま

以上です。説明を終わります。

会 長 現地調査を行っておりますので、14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 先月の11月28日に、会長、山内委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回申請されている農地は、大字船津中川原にある農地1筆で、申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま14番委員の本田委員から現地調査の報告、また4番委員の松本委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かございますか。

意見がないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2につきまして審議したいと思います。

それでは、6番委員の奥名委員から説明をお願いいたします。

○6番 それでは、番号2番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、6番委員の奥名委員から、所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○6番 それでは、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明します。

①について、取得する農地に小作契約はありません。

②については、トラクター、田植え機、コンバイン、管理機等を所有しており、

全ての農地を効率的に利用される計画ですので問題ないと思われま

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度となっており、取得後は農地を適正に管理する計画もされており、問題ないと思われま

⑤については、取得後の耕作面積が1万6,444平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われま

会 長 現地調査を行ってありますので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の山内です。

先月の11月28日に、会長、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は大字糸田にある農地3筆で、申請地には米、麦、大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことをご報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の山内委員から現地調査の報告、また6番委員の奥名委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かご意見はありますか。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2につきましては、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号3につきまして審議したいと思います。

6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

○6番 それでは、番号3番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、6番委員の奥名委員から、所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○6番 それでは、所有権移転(有償)について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②について、トラクター、田植え機、コンバイン、管理機等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので、問題ないと思われま

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度となっており、取得後は農地を適正に管理する計画もされており、問題ないと思われま

す。

⑤については、取得後の耕作面積が1万6,163平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われま

す。

会長 現地調査を行ってありますので、14番委員の本田委員から説明をお願いします。
○14番 先日11月28日に、会長、山内委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は大字糸田にある農地2筆で、申請地には米、麦、大豆の栽培が行われており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会長 ただいま14番委員の本田委員から現地調査の報告、また6番委員の奥名委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かご意見はございませんか。

意見もないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号4につきまして審議したいと思います。

それでは、8番委員の佐藤委員から説明をお願いします。

○8番 それでは、番号4番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置。

会長 続きまして、8番委員の佐藤委員から、所有権移転について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○8番 それでは、所有権移転(有償)について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

①については、取得する農地に小作契約はありません。

②については、トラクター、田植え機等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので問題ないと思われま

す。

③については、該当しません。
④については、本人の従事日数は200日程度となっており、取得後は農地を適正に管理する計画もされており、問題ないと思われま

⑤については、取得後の耕作面積は8,683平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

会 長 現地調査を行ってありますので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 先月の11月28日に、会長、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は大字大町字川久保にある農地1筆で、申請地には米の作付を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の山内委員から現地調査の報告、また8番委員の佐藤委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。意見ありませんか。

意見がないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号5、番号6につきましては、相手方(譲受人)が同一なので、一緒に審議したいと思います。

それでは、2番委員の長野和代委員から説明をお願いします。

○2番 それでは、番号5、番号6について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置について事務局から説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、2番委員の長野和代委員から、番号5、番号6の申請について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○2番 それでは、番号5、番号6について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

1については、取得する土地に小作契約はありません。

2については、トラクター、田植え機などを所有し、全ての農地を効率的に利用される計画ですので問題ないと思われます。

3については、該当しません。

4については、本人の従事日数は60日程度と記載されていますが、補完的に世帯員の方が250日程度従事される計画なので、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

5については、取得後の耕作面積が番号5、番号6を合わせて6,465平米となり、

下限面積をクリアします。

6については、該当しません。

7については、問題ないと思われます。

会 長 現地調査を行ってありますので、14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 先月の11月28日に、会長、山内委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回申請されている農地は、大字下横田字向鶴に1筆、甲佐町大字府領字下平下にある農地4筆の計5筆で、申請地には米の作付を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま14番委員の本田委員から現地調査の報告、また2番委員の長野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

中村委員、どうぞ。

○3番 ●●さんは、82歳ですけれど、規模拡大はできるのですか。

会 長 事務局、説明よろしいですか。

事務局 今持っている農地を増やすときは、規模拡大という解釈をしていますので、面積が増えれば拡大というような解釈でお願いしたいと思います。

○3番 さっき言われた、農業をするのには支障がないかということですが。

事務局 今、説明にありましたように、本人の従事日数は60日ということですが、世帯員で農業は考えますので、本人ができない場合については家族の方がされれば、何ら問題はないということでございます。

○3番 例えば、年寄りの人ができんときは子供に譲るといときは、また人が変わるわけでしょう。

事務局 先ほど申し上げたように、農業は世帯で考えますので親が耕作できない場合は世帯員の方が耕作されれば結構です

○3番 小作で借りとする場合はいいわけですね。

事務局 そうです。購入しても良いし、売買の場合でもよろしいですが、加減面積をクリアして農地を適正に管理、耕作することが必要です。

会 長 中村委員、よろしいでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○8番 ですから要するに、この方のご家族が、同居なり近くに住んでおられるということで、その対応ができるということで理解していいわけですね。

事務局 はい。世帯員の方が同居しておられるということです。

会 長 山内委員。

○1番 住所からすると、少し遠いところを購入したり借りられるので、耕作ができるのかなと心配しました。

事務局

1番委員から耕作するのに遠いというお話もありましたけれども、以前の農地の貸し借りや取得については、通作距離という耕作するのに可能な距離というものが決められていましたが、最近は農地法が変わりまして、距離は問わないということになっております。農地を管理するために通作で農業をすることがあった場合については、その時間や距離について何ら制約は受けないとなっています。

先ほどからあっておりますように、60日以上は農業に従事する必要があるということだけは規定はまだ残っています。

米をつくる作業についても、200日とかは期間を要しませんので、最低60日はクリアすれば、農地の取得について何ら問題はないというところでございます。

会 長

質問者、よろしいでしょうか。

ほかに何か意見はございませんか。

それでは意見もないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5、番号6については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和元年12月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次のページをお願いいたします。

甲農第1503号、令和元年11月28日。

甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和元年度第8回でございます。まずは、農地利用集積計画の総括表でご説明いたします。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定、6年の田が9筆の2万593平米、同じく6年の畑が2筆の531平米、10年の田が5筆の4,390平米、同じく10年

の畑が1筆の1,217平米で、賃借権の再設定の計といたしましては、田が14筆の2万4,983平米、畑が3筆の1,748平米です。また、賃借権の新規といたしましては、3年の田が4筆の3,541平米、5年の田が1筆の2,320平米、同じく5年の畑が3筆の4,378平米、6年の田が1筆の914平米、10年の田が14筆の2万4,960平米で、賃借権の新規の計といたしましては、田が20筆の3万1,735平米、畑が3筆の4,378平米です。このため賃借権の小計といたしましては、田が34筆の5万6,718平米、畑が6筆の6,126平米となります。

使用賃借権につきましては、再設定3年の畑が1筆の1,360平米、6年の畑が1筆の658平米で、使用賃借権の再設定の計といたしましては、畑が2筆の2,018平米です。なお、使用賃借権の新規はございませんので、小計といたしましても、畑が2筆の2,018平米となります。

このため、今回の利用権設定の合計といたしましては、田が34筆の5万6,718平米、畑が8筆の8,144平米となります。

委員の皆様にご審議いただきますのは、この新規の案件となります。

会 長 それでは、番号1から番号8までの相手方（譲受人）が同一なので、一緒に審議したいと思いますが、番号1から番号8までの相手方（譲受人）は農事組合法人アグリたぐちで、農業委員の本田委員、最適化推進委員の坂本秀孝委員は、この法人の役員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限に該当するため、お二人は審議が終わるまで退席をお願いします。

（本田委員、坂本委員退出）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、番号1から番号8について説明。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

番号1から番号8までの相手方である農事組合法人アグリたぐちは認定農業者で、田口地区の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆を栽培されています。今回の申請地にも、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただいま事務局から、番号1から番号8までについて説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

山内委員。

○1番 この案件は、中間管理機構は通されなかったのですかね。

会 長 事務局。

事務局 農地中間管理機構を通したほうがいいのでしょうか、今回については、譲受人である組合長さんが来られて、中間管理機構は使わないでほしいということでしたので、事務局としては意向に沿って進めたところでございます。

会 長 山内委員、よろしいですか。
どうぞ。

推進委員 この契約が10年と3年とあるのですが、3年というのはどういうことですか。

事務局 この番号2と番号4の申請では、登記名義人がお亡くなりになっていますので、その方は貸すことはできません。代わりに、相続の権利者の方で貸すことができますが、貸すことに全ての方の同意があれば10年以上貸せます。また、その権利の方が2分の1を超えないと貸すことが出来ません。今回は、全員の方が同意されたのでなく半数以上の同意ということで5年までは貸せますが、3年の貸借というところでございます。

会 長 よろしいですか。
田上委員、何かあったらどうぞ。

推進委員 微妙な金額の違いがあるので、小作料のことです。

事務局 小作料の取り決めについては、同一にされていると思います。委員が質問されたのは、多分番号8のところを言われているのだらうと思いますけども、同じ8のところでは4筆ありますが、その中で差額があるのは、他の圃場と比べて若干つくりにくいというところも考慮されているのかなと事務局は考えています。小作料については、相手同士で決めてこられます。どうしてもほ場の関係もございますので、きちり同じ金額でしてくださいというのはなかなか言えないところもあります。今回については、そういう状況も加味しておられるのかなと考えています。

会 長 田上委員、よろしいですか。
ほかに何かご質問はないでしょうか。
質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。それでは、番号1から番号8までについては、原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号9、番号10につきましても、相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。
それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 番号9、番号10について説明。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み

上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号9、番号10の相手方である株式会社まきの農園は認定農業者で、府領集落の人・農地プランに位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は米、大豆、野菜を栽培されています。今回の申請地にも米、大豆、野菜を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

会 長

ただいま事務局から、番号9、番号10について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かご質問はございませんか。

それでは質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは番号9、番号10については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号11について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

番号11番について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号11の相手方である譲受人は嘉島町の認定新規就農者として位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容はニラを栽培されています。今回の申請地にもニラの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

会 長

ただいま事務局から番号11について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

河嶋委員。

推進委員

この譲受人の方は、嘉島町ではどれだけの面積を耕作されているのですか。

会 長

事務局、よろしいですか。

事務局

以前は借りてされていたということですが、今、ここに書いてありますように、甲佐で1,902反ぐらいですね。こちらの甲佐町で農業を集中的にしたいということで、嘉島のほうの農地はお返しになられたということを聞いております。

会 長

河嶋委員、よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問。

本田委員、どうぞ。

○14番 この案件とは別ですけれど、新規就農でニラを始められた方が、自分が作っていた農地を人に貸したのです。つまり、農業をやめたということですが、新規就農ということでお金を貰っていたと思いますが、新規就農の人は農業を辞めた場合、お金を返す必要があるのですか。今まで新規就農でお金をもらった分を。

事務局 新規就農の給付金については、平成24年ぐらいから始まったかと思います。

その当時の名称は青年就農給付金といていたと思いますが、新規に就農して例え途中で辞められても貰ったお金は返す必要はなかった。

ただ、最近この給付金制度の名前が変わって、農業次世代人材投資事業資金というように名前が変わっております。これについては、返還義務がついているというところがございます。よろしいでしょうか。

会 長 そのほかに何か。

田上委員、どうぞ。

推進委員 先ほど5反要件があったと思いますが、この案件はその要件はクリアするのでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 それでは、お手元のラミネートをご覧ください。権利者が農家の場合というところです。この、5反ですね。取得後の面積が5反以上というのが農地法ではあります。その中で例外規定が、農地法の施行令の2条の3項に、第3条第2項の第5号に掲げる場合というのが、この5反の面積を指しています。同項のただし書きの、政令で定める相当の理由は次のとおりとするということで、権利の取得後における耕作の事業が、この法律では草花等の栽培でその経営が集約的に行えるものであると認められる場合には、この5反の限りではないと。

どういうことかといいますと、ハウス栽培をする方に5反要件を結びつけると、ここにはニラをつくられる農業委員の方がいらっしゃいますのでわかられると思いますが、5反をつくるというのは非常に難しいということで、この集約的栽培をする場合については5反要件でなくても認めても良いとなっています。

今回の申請は、この例外規定に当たるのではないかとということで事務局としては判断しています。合わせますと3,000近くぐらいですかね。新規就農でされる方がニラをされる場合は、3反くらいが限界かなとも事務局は考えています。

この許認可については、皆さん方が判断して、やっぱり5反要件じゃないとだめとおっしゃれば不許可にされてもいいのかなと思います。ただ、ニラとかハウス栽培で5反以上するというのはちょっとどうかなという気はします。このため、農地法の施行令を皆様にご紹介したところです。農地法施行令の2条の3項を、もう1

回説明させていただきますと、権利の取得後における耕作の事業が草花等と書いてありますけど、ハウス施設等で栽培をされて、集約的に行えるものであるときには認められますということが書いてありますので、これを適用できるかどうかは皆さんのご判断にお願いしたいと思います。

以上でございます。

会 長

どうぞ。

○7番

今、うちの地区では、ハウスから露地のほうにニラ栽培が移っているのですよね。これは、ハウスは建てられているのですよね。

事務局

先ほど本田委員から、質問があったのですが、新規就農者の方がされていたということで、ハウスは建てられていました。折角なので、地権者の方がこのままこの方に貸そうかということで今回の申請になりました。もう建っているハウスごとです。

○7番

わかりました。

会 長

長野委員、どうぞ。

○2番

この方は、田口でされているニラの分だけをされているのですか。

○14番

このこと、も後田にあるのですよ。●●君がトウモロコシを植えているところがあるでしょう。あの隣に●●君の水田があるのですよ。そこを耕作しているわけです。

事務局

今、耕作しているところと、今度新しくここを借りて耕作されるということです。

○14番

県道宇土甲佐線沿いに、ハウスがあるでしょう。後田に。

○2番

●●さんと並んでいるでしょう。その上を耕作されているのですか

会 長

よろしいですか。

田上委員。

推進委員

施設を含めての小作料は、この金額なのですね。そう理解してよろしいですか。

事務局

そうです。

会 長

よろしいですか。

田上委員から質問がありました5反未満の要件、事務局から先ほど説明がありましたように、特例措置もあるそうです。ご理解願いたいと思います。

ほかに何か質問ございませんか。

それでは質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号11については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号12から14につきましては、相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。

- 事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号12から番号14番について説明。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
次に、申請地の位置の説明。
続きまして、相手方の状況について説明。
番号12番から番号14番までの相手方である譲受人は認定新規就農者で、上早川4区の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。今回の申請地にはニンニク、白ネギの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われまます。
- 会 長 ただいま事務局から番号12から番号14について説明がありました。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
14番委員 本田委員。
- 14番 今の件なのですが、中山間にあるほ場にしてはちょっと小作料が高いような気がするのですけれど。
- 会 長 事務局。
事務局 小作料の単価についてまでは聞いておりませんが、先ほど説明があったかと思えますけれども、申請地にはニンニクとかネギを植えられるので、収入的には良いので高いのではと事務局は考えているところです。
詳しいところはわかりませんが、収益的に見合えば高い方がいいのかなということでご理解いただきたいと思えます。
- 会 長 本田委員、よろしいですか。
そのほかに何かご意見はございませんか。
なければ、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。それでは、番号12から番号14については、原案のとおり承認をいたします。
本日予定していました議題は全て終わりました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長
4 番
6 番